

↑チッソが犯罪を認めるまで  
↓  
1956年5月1日 水俣保健所に原因不明の神経疾患発症の報告  
1959年12月 厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会、有機水銀説報告、解散  
1960年10月 この月を以て水俣病発生終息とされる  
1965年5月31日 新潟水俣病発生報告  
1968年9月26日 水俣病、政府公害認定  
1969年6月14日 水俣病第1次訴訟提訴  
1973年3月20日 水俣病第1次訴訟勝訴

## ↓ 1973年7月9日 補償協定書締結（認定申請者約3千名）

↑第一次政治解決  
↓  
1974年8月1日 溝口チエさん水俣病認定申請  
1977年7月1日 溝口チエさん死亡  
1995年8月18日 溝口チエさん棄却  
1995年10月13日 溝口秋生さん、チエさんについて行政不服審査請求

## ↓ 1995年12月15日 水俣病政府解決策決定（約1万人）

↑空白の九年間  
↓  
2001年10月29日 溝口さん、行政不服審査請求棄却  
2001年12月18日 溝口さん、熊本地方裁判所に棄却取消しを求めて提訴

## ↓ 2004年10月15日 関西訴訟最高裁判決（国・熊本県も加害者）

↑第二次政治解決まで  
↓  
2007年10月11日 水俣病第2世代訴訟提訴  
2008年1月25日 溝口さん、熊本地裁判決、敗訴

↑  
2009年7月15日 水俣病問題の解決に関する特別措置法成立  
(約6万5千人が申し出た)

↑  
新たな時代の扉が開かれるのか  
↓  
2012年2月27日 溝口さん、福岡高裁判決 勝訴

## 2013年4月16日 溝口さん、最高裁判決 勝訴

2013年4月19日 熊本県知事、チエさんを水俣病として認定  
2013年4月20日 チッソ社長の謝罪文が届く  
2013年4月24日 熊本県知事、溝口さん宅を訪れ謝罪  
2013年5月1日 環境大臣、溝口さんとの面会、謝罪を拒否

↑ 溝口秋生さんの三六年間。  
たつた一人の闘いが、母・チエさんの認定ばかりでなく、水俣病の認定条件改善を求める最高裁判決を勝ち取った。↓

## 環境庁・熊本県打合せ会議

日時 昭和63年11月9日 13:00 ~ 18:00  
昭和63年11月10日 9:00 ~ 16:00

場所 熊本グランドホテル 2F会議室

出席者

環境庁	特殊疾病対策室	室長	田中喜代史
	特殊疾病対策室	補佐	木原正雄
	特殊疾病対策室	補佐	柴垣泰介
	特殊疾病対策室	補佐	塙越光男

熊本県	公害保健課	課長	田中力男
	公害保健課	補佐	森田安
	公害保健課	補佐	本藤久雄
	公害保健課	主幹	松岡保行
	公害保健課	係長	西村和則
	公害保健課	参考事	田崎龍一
	公害保健課	参考事	清田隆範
	公害保健課	主事	原田恵吉

内容

### 11月9日

#### 1 田中特殊疾病対策室長挨拶

- ・熊本県の努力で認定業務が促進されてきた。
- ・国の最大の目標は、未処分者を0にすることだと思っており、64年度には一度も審査されていない者はいないようにしたいと思っている。

#### 2 認定業務の進捗状況について（資料2）——田中公害保健課長

#### 3 検診・審査に特別措置を要する者対策に係る協議

①県外申請者について（資料3）

②寝たきり者について（資料4）

### 11月10日

③検診拒否者について（資料5）

④未処分死亡者について（資料6）

#### 4 環境庁・熊本県合意事項のとりまとめ（資料1）

次	公害部長	公害保健課長	課長	主幹
儀	長	佐佐	補佐	幹
儀	覽			

調査保健係長



主査



## 検診・審査に特別の措置を要する者対策 環境庁・熊本県打合せ会議合意事項

昭和63年11月10日

### I. 県外申請者

1. 現行の県外検診機関（名古屋、大阪、東京の3機関）における検診業務の再開
  - ①県外機関の実態把握（特に検診機器の整備状況等）及び協議調整－12月前半まで
  - ②VORを県外機関に整備する。（国の機器整備の補助金を使用）
  - ③県との連絡調整、検診計画の作成・呼び出しの事務（さらには患者団体との対応）等のための賃金職員の張り付け（事務費交付金の活用）
  - ④県外機関の医師と審査会委員・検診医との会合の場を早期に設ける。  
さらに、今後県外機関の医師のための研修等を実施する。
2. チッソによる交通費等の支給の改善・整備
  - ①一定距離以上等何らかの割り切りの下に、検診機関への受診者に対する交通費等の支給を検討する。（12月前半までに県と協議し成案を取りまとめる。）
  - ②①の結果についてチッソと協議する。（環境庁が主体）
3. 県外申請者に対する検診体制の整備・推進
  - ①県外者への検診呼びかけの開始、検診希望地調査の実施による県外機関と水俣検診センターの振り分けを行う。
  - ②検診に応じない者の確定については、県内と原則同じ取り扱いとする。
4. 臨時措置法の活用－県外申請者への重点的呼びかけの実施

### II. 寝たきり者

1. 当面審査（処分）対象者を出すことは困難－審査会が審査し得る資料の作成が困難
2. 神経内科の往診の充実化（将来に向けての資料収集）
3. 水俣市立病院における入院検診については、引き続き検討（水俣市立病院の今後の活用等も含めて）

### III. 検診拒否者

1. 検診再開の申し出制度についてのPR実施（お知らせの送付等）  
その効果による受診状況を把握した上で、その後の取扱いについて検討する。
2. 受診命令による措置については、環境庁で法制度的検討を進め、結論を得ておく。

### IV. 未処分死亡者

1. 現行の審査にのせることは審査会の状況等から不可能
2. 病院調査についても、積極的に行うこととはしない。
3. 疫学調査結果の活用等の研究

### V. その他

1. 検診医の確保
2. 水俣市立病院の活用

## 未処分死亡者についての処理方針

### 1. 未処分死亡者に対するこれまでの処分経過及び問題点

未処分死亡者に対するこれまでの処分経過及び問題点については、次の2並びに3の(1)及び(2)に掲げるとおりである。

なお、その他、過去において検討されたが実施に移されなかつた案についての問題点は、3の(3)及び(4)に掲げるところである。

それらを受けて、今後、行政として考えられる方策を4以下に述べているところであるが、これらについてもそこに掲げるようないろいろな問題点があるところである。

以上のようにどの案を取っても問題があるところであり、将来どの案を取って未処分死亡者を処分するかも決定していない現状で、病院調査のみを先行して行うことは、却って、解決を図るために将来の選択の幅を狭めることになるものと思われる。

### 2. 未処分死亡者に対するこれまでの処理方針

別添資料1のとおり

### 3. 未処分死亡者に対するこれまでの処理方針

(1) 69回・78回処理方針 (S. 54. 6. 29~30, S. 55. 4. 25~26)  
この処理方針による処分結果 —— 認定 23件、棄却 71件、

民間資料を集め公的資料と共に審査会に諮問し、審査会で実質的な審議を行い一定の答申を得て知事が処分する方法

審査会の答申パターン (69回)	答申を受けでの処分パターン (78回)
I	
II	
III	5
a	a
b	b
c	c
	認定
	認定
	棄却

#### 問題点

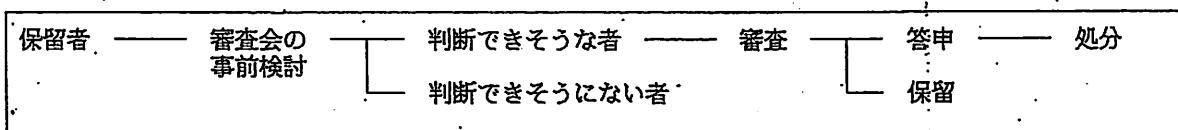
- ①公的資料だけで判断でき処分した者と民間資料を参考にして処分した者との間に不公平が生じる。また、民間資料を参考にした者の中でも、未検診科目が多いほど有利になる可能性がある。
- ②認定者がかなり多くなることが考えられる。(申請時診断書を参考に過去どの程度の認定率になるかを検討した際には、8割近くが認定となつた)
- ③民間資料を参考に判断した場合、現在の認定・検診業務の一連の流れを自ら否定することにもつながりかねない。(検診に応じない者が増えることが予想される)

\*審査会において、過去、問題とされた処理方法であり再度実施することは困難であると考えられる。

### (2) 144回処理方針

この処理方針による処分結果 —— 認定 3件、棄却 39件、保留 5件

保留者のうち判断できそうな者だけを審査会にかける方法(民間資料は参考としない)



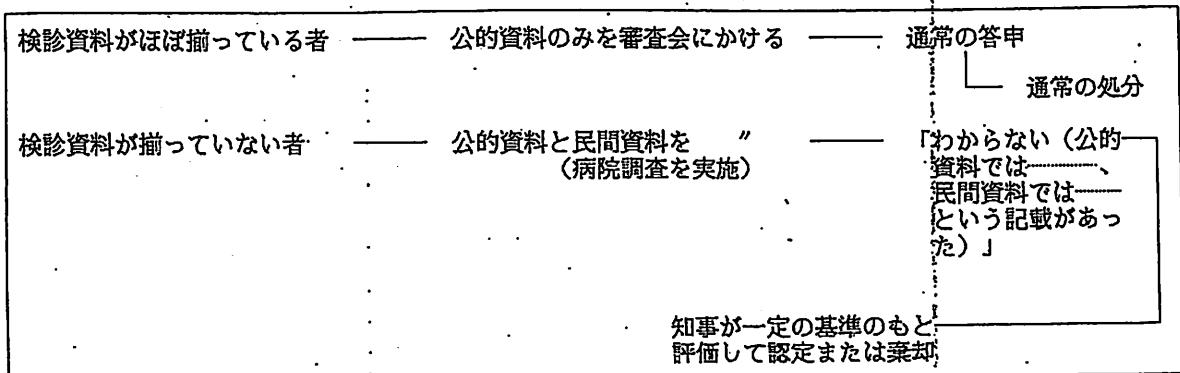
#### 問題点

- ①保留後の検診の一部が未検診の者について公的資料のみで判断することとした場合、現在の検診科目や審査会指示科目の必要性が問われる。
- ②保留後の検診全部が未検診のまま公的資料のみで判断することは、前回は判断できず、今回は判断できた理由付けが難しい。
- ③144回処理方針で処分できる見込のある者は、別添資料2「未検診死亡者の状況」の1の①、②に限られ、根本的な解決にならない。
- 加えて、個別ケース毎の判断となるため、統一的な処理が難しい。

\*根本的な解決策とはならないため、今後もこのような処理方法を取ることには無理がある。

### (3) 133回審査会で検討された処理方針

検診資料がほぼ揃っている者と全くないかあるいは一部しかない者とに二分し、前者は公的資料のみで判断し、後者は民間資料も参考とする。  
ただ、民間資料について審査会は評価せず、答申の中に「民間資料では――という記載があった」とするにとどめ、この答申を受けて知事が判断する方法



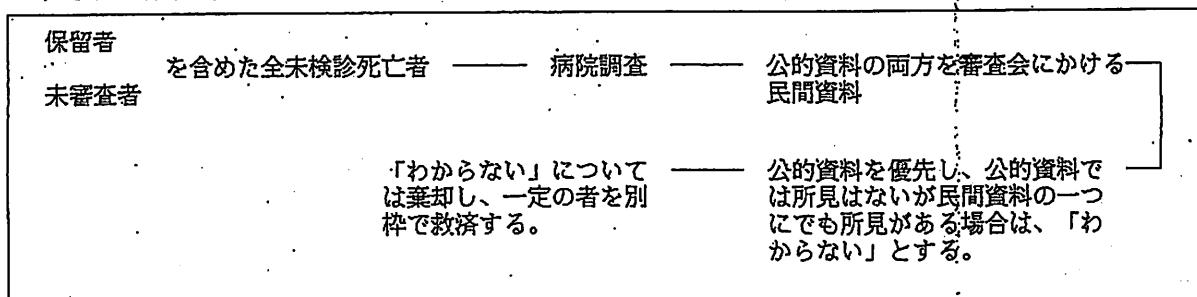
#### 問題点

- ①知事が判断できることについて、審査会が判断しないことについて審査会への批判が出る可能性がある。
- ②その他については、69回・78回方式と同じ問題がある。

※審査会において、過去、検討され了解を得られなかつた案であり、この処理方法を取ることは難しい。

### (4) 過去、公害保健課内で検討された処理方針

民間資料を調査し公的資料と共に審査会にかけ、審査会は一定の基準のもとに3、4、5「わからない」の答申を行う（5答申に理由付記をしない）。  
知事は5答申を受けた者を棄却処分とし、民間資料に一定の所見のあった場合に別枠救済する方法



#### 問題点

- ①民間資料に判断条件を満たす記載があつた場合に、審査会がなぜ「わからない」答申を行つたかの理由付けが難しい。
- ②民間資料に一定の所見がある者を棄却する理由付けが難しい（棄却処分の取消訴訟等を打たれた場合に、裁判等に耐えうる理由付けが難しい）。

※「わからない」答申を受けた者を棄却処分にする理由付けが難しい以上、この処理方法を取ることは困難。

## 相談記録

受付番号	受付年月日	相談方法	相談に応じた者
第 号	62年3月9日	□来所 □文書	□電話 □その他

相談した者		相談の対象となった者		
氏名	溝口秋生	相談の対象となつた者との続柄	氏名	溝口千工(故人)
住所	水俣市堺1701		住所	水俣市
年令	55才	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	年令	多賀77才
連絡先		連絡先の電話番号	連絡先	連絡先の電話番号
同席者		種別	<input type="checkbox"/> 認定された者 <input type="checkbox"/> 棄却された者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中の者 <input type="checkbox"/> その他

## 相談内容

52.7.1に死後何の音沙汰もない。どうなるのか何かすべきではないのが、検討は2科目しか受けないと思う。県は尋ねても「今検討中です」「今検討中です」と繰り返すばかりである。立場上それが言えないとはいえあまりにも馬鹿にしている。

□裏面へ

## 回答・処理

聞くだけ。

□裏面へ

## 相談記録

受付番号	受付年月日	相談方法	相談に応じた者
第 号	元年7月1日	□来所 □文書	□電話 □その他

相談した者		相談の対象となった者		
氏名	溝口秋生	相談の対象となつた者との続柄	氏名	溝口千工(55.7.1死)
住所			住所	水俣市堺
年令	55才	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	年令	77才
連絡先		連絡先の電話番号	連絡先	連絡先の電話番号
同席者		種別	<input type="checkbox"/> 認定された者 <input type="checkbox"/> 棄却された者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中の者 <input type="checkbox"/> その他

## 相談内容

- ① 今日は母の13年忌である。今まで何度も問合せたりいつも検討中の返事はかり。検討ではなく放任でなければならないか。しかし県からは何の連絡がない。
- ② 母の検討の結果と如何の放任の理由を文書にて(はがきでも)回答せよ。

□裏面へ

## 回答・処理

以上のことと県庁に伝えます。

7/9 公害保健課 加久参考から電話連絡

① 県からは溝口秋生の方には連絡はしない。

② 検討結果は棄却となり棄却理由説明にて連絡する現在は未公表なのでその段階になります。

③ 県は溝口千工を含む多数の人について検討中です。

溝口千工の方へは回答はしない。

④ 以上のことをも溝口秋生から聞かれ作成している。

□裏面へ